

平成27年3月31日  
福祉部長決定

## 加古川市生活困窮者住居確保給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、離職、自営業の廃止（以下「離職等」という。）又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により、離職や自営業を廃止した場合と同程度の状況（以下「休業等」という。）に経済的に困窮し、住居を喪失した者（以下「住居喪失者」という。）又は住居を喪失するおそれのある者（以下「住居喪失のおそれのある者」という。）に対して、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第3項及び第6条に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主たる生計維持者とは、自らの労働により賃金を得て、主として世帯の生計を維持する者をいう。
- (2) 家賃額とは、申請者又は受給者が賃借する賃貸住宅の1月当たりの家賃の額をいう。
- (3) 同一の世帯に属する者とは、同一の世帯に居住し、生計を一にする者をいう。
- (4) 自立相談支援機関とは、加古川市生活困窮者自立支援事業実施要綱及び加古川市生活困窮者自立相談支援事業実施要領に定める加古川市が直営又は委託により自立相談支援事業を実施する機関をいう。
- (5) 不動産媒介業者等とは、不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。

(支給対象者)

第3条 住居確保給付金の支給の対象となる者は、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であつて次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住居確保給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、当該申請者が就職活動を行うに当たって居住可能な住宅を所有していないこと。
- (2) 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める者であること。
  - ア 離職等の場合 申請時に離職等の日から2年以内であること。ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児その他市長がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間（その期間が4年を超えるときは、4年）以内であること。
  - イ 休業等の場合 申請日の属する月において、休業等の状況にあること。
- (3) 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める者であること。
  - ア 離職等の場合 離職前に主たる生計維持者であったこと又は離職前には主たる生計維持者で

はなかったが、その後離婚等により、申請時において主たる生計維持者となっていること。

イ 休業等の場合 申請日の属する月において、主たる生計維持者であること。

- (4) 公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込みを行い、期間の定めがない又は6か月以上の労働契約による就職（以下「常用就職」という。）を目指した求職活動を誠実かつ熱心に行うものであること。
- (5) 申請日の属する月において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下「世帯収入額」という。）が別表第1に掲げる収入基準額（以下「収入基準額」という。）以内であること。
- (6) 申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する預貯金及び手持金の合計が別表第2に掲げる資産基準額以下であること。
- (7) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が、地方自治体等が実施する住居を喪失した離職者に対する類似の給付若しくは貸付け（以下「住居確保給付金に類する給付金等」という。）を受けていないこと。
- (8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項第2号の規定にかかわらず、申請する時には離職等をしていないが、離職等を理由として申請日の属する月の翌月から世帯収入額が収入基準額以内となる場合であって、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、申請する時に離職等をしているものとみなす。

3 第1項第4号に規定にかかわらず、休業等の場合であって、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが申請者の自立の促進に資すると市長が認めるときは、申請日の属する月から起算して3か月（支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが申請者の自立の促進に資すると市長が認めるときは6か月）に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。

4 第1項第5号の規定にかかわらず、申請日の属する月の世帯収入額が収入基準額を超えている場合であっても、離職等、雇用保険失業給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入基準額以内となる場合であって、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、収入基準額以内のものとする。

5 第1項第5号の世帯収入額には、全日制の学校等に就学中でかつ未成年の者の収入は含まない。（住居確保給付金の額等）

第4条 住居確保給付金は、月ごとに支給する。

2 住居確保給付金の支給額は、申請者が賃借する住宅の家賃額とする。ただし、別表第3に掲げる給付金基準額（以下「給付金基準額」という。）を上限とする。

3 前項の場合において、その支給額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 申請日の属する月における世帯収入額が収入基準額から家賃額を控除した額以下の場合 申請

者が賃借する住宅の家賃額

(2) 申請日の属する月における世帯収入額が収入基準額から家賃額を控除した額を超える場合 収入基準額から家賃額を控除した額と申請者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を控除した額

4 住居確保給付金の支給額に100円未満の端数が生じたとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を100円に切り上げる。

5 新規に住宅を賃借する者にあつては、入居する住宅は給付金基準額以下の家賃のものに限る。  
(支給期間、支給開始月、支給方法)

第5条 住居確保給付金の支給期間は、3か月を限度とする。

2 新規に住宅を賃借する者にあつては、入居に際して初期費用の支払いを要した翌月以降の家賃額に対して住居確保給付金を支給する。

3 前項に掲げる者以外については、支給申請日の属する月以降の家賃額に対して住居確保給付金を支給する。

4 住居確保給付金は、住居確保給付金の支給決定を受けた者（以下、「受給者」という。）の居住する賃貸住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者に対して支払うことで受給者へ支給したものとみなす。なお、支払は加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第63条に規定する口座振替払の方法により行うものとする。ただし、受給者が次の各号に定める方法により当該受給者が居住する住宅の賃料を支払うこととなっている場合であつて、特に市長が必要と認める場合はこの限りではない。

(1) クレジットカードを使用する方法

(2) 賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者が受給者に代わって当該債務の弁済をする方法

(3) 納付書により納付する方法

(住居喪失者に係る支給手続)

第6条 住居喪失者が申請する場合は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び住居確保給付金申請時確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請をした者は、次の各号に掲げる書類を遅滞なく自立相談支援機関に提出することとする。

(1) 公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口から交付を受けた求職申込みをしていること及び住居確保給付金に類する給付金等を利用していないことを証明する書類

(2) 求職受付票の写し

(3) 申請者が入居を予定している住宅の不動産媒介業者等が必要事項を記入した入居予定住宅に関する状況通知書（様式第3号）

3 市長は、前2項の規定により住居確保給付金の支給申請があつた場合は、その内容を審査し、審

査の結果及び申請内容が適正であると判断したときは、当該申請をした者に住居確保給付金支給対象者証明書（様式第4号）を交付するものとする。

- 4 市長は、前項の審査の結果、住居確保給付金の支給が認められないと判断したときは、住居確保給付金不支給通知書（様式第5号。以下「不支給通知書」という。）により通知するとともに、不動産媒介業者等に対して、不支給の旨を連絡する。
- 5 第3項の住居確保給付金支給対象者証明書の交付を受けた者は、入居する住宅の賃貸借契約を締結し、当該住宅に入居した後7日以内に、当該住宅に係る賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添えて、住宅確保報告書（様式第6号）を自立相談支援機関に提出しなければならない。
- 6 市長は、前項の規定により書類の提出を受けた後、住居確保給付金の支給が認められると判断したときは、当該申請をした者に住居確保給付金支給決定通知書（様式第7号。以下「支給決定通知書」という。）により通知するものとする。
- 7 自立相談支援機関は、必要に応じて、前項に規定する支給決定を受けた者に係る賃貸住宅を訪問し、居住の実態を確認することができる。

（住居喪失のおそれのある者に係る支給手続）

第7条 住居喪失のおそれのある者が申請する場合は、申請書及び確認書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請をした者は、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める書類を遅滞なく自立相談支援機関に提出するものとする。

#### ア 離職等の場合

- (1) 公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口から交付を受けた求職申込みをしていること及び住居確保給付金に類する給付金等を利用していないことを証明する書類
- (2) 求職受付票の写し
- (3) 申請者が居住する住宅の不動産媒介業者等が必要事項を記入した入居住宅に関する状況通知書（様式第8号）

#### イ 休業等の場合

- (1) 公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口から交付を受けた求職申込みをしていること及び住居確保給付金に類する給付金等を利用していないことを証明する書類
- (2) 収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職等の場合と同程度の状況にあることが確認できる書類の写し
- (3) 申請者が居住する住宅の不動産媒介業者等が必要事項を記入した入居住宅に関する状況通知書（様式第8号）

- 3 市長は、前2項の規定により住居確保給付金の支給申請があった場合は、その内容を審査し、審査の結果、住居確保給付金の支給が認められると判断したときは、支給決定を行い、当該提出をし

た者に支給決定通知書により通知するものとする。

- 4 市長は、前項の審査の結果、住居確保給付金の支給が認められないと判断したときは、当該申請をした者に不支給通知書により通知するとともに、不動産媒介業者等に対して、不支給の旨を連絡する。
- 5 自立相談支援機関は、必要に応じて、第3項に規定する支給決定を受けた者に係る賃貸住宅を訪問し、居住の実態を確認することができる。

(就職活動等の報告)

第8条 受給者は、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める常用就職に向けた活動（以下、「常用就職活動」という。）を行い、活動内容を自立相談支援機関に報告しなければならない。

ア 離職等の場合

- (1) 毎月4回以上自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
- (2) 毎月2回以上公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談を受け、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の確認印をもらうこと。
- (3) 原則週1回以上求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること。

イ 休業等の場合

- (1) 毎月4回以上自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
- 2 受給者は、常用就職したときは常用就職届（様式第9号）により就職先等を自立相談支援機関に届出しなければならない。
- 3 前項による届出を行った者は、届出を行った月以降、自立相談支援機関に対し収入額を確認することができる書類を毎月提出しなければならない。

(支給期間の延長等)

第9条 受給者が支給期間中に常用就職できなかった場合であって、常用就職活動を誠実に継続していたときには、申請により、3か月を限度に支給期間を2回まで延長することができる。

- 2 前項の規定により支給期間の延長又は再延長（以下、「延長等」という。）を申請する者は、第3条第1項第1号及び第3号から第8号に定める支給要件に該当している者に限るとともに、その支給額は延長等申請時の世帯収入額に基づいて第4条第2項から第4項の規定により算出される金額とする。
- 3 第1項に規定する支給期間の延長等を申請する者は、住居確保給付金が支給される最終の月の末日までに生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）（様式第10号）を自立相談支援機関に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の申請があった場合は、当該申請をした者が常用就職活動を誠実にしているかを審査し、当該常用就職活動が適正であると判断したときは、住居確保給付金支給期間の延長等の決定を行い、当該申請をした者に住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（様式第11号）により通知するものとする。

(住居確保給付金の額の変更)

第10条 本給付受給期間中の支給額の変更は、原則として行わない。ただし、次に掲げる場合において受給者から住居確保給付金変更支給申請書(様式第12号)の提出があったときは、市長は給付金基準額の範囲内で支給額の変更を行うことができる。

- (1) 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
- (2) 第4条第3項により一部支給が行われている場合において、本給付を受給している期間中に収入が減少した結果、世帯収入額が収入基準額から家賃を控除した額を下回る場合
- (3) 借主の責によらず転居せざるを得ない又は自立相談支援機関等の指導により転居を行った場合

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、審査の結果、住居確保給付金の支給額の変更が必要であると判断したときは、支給額の変更の決定を行い、当該申請をした者に住居確保給付金変更支給決定通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(支給の停止又は再開)

第11条 受給者は、住居確保給付金受給中に住居確保給付金に類する給付金等を受給することになった場合は、住居確保給付金支給停止届(様式第14号)に住居確保給付金に類する給付金等を受給していることがわかるものの写しを添えて、自立相談支援機関に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理した場合は、住居確保給付金支給停止通知書(様式第15号)により通知し、住居確保給付金の支給を停止する。

3 前項の規定において、受給者が住居確保給付金に類する給付金等の受給を終了した後、住居確保給付金の支給再開を希望する場合は、市長が必要と認める書類を添えて、住居確保給付金支給再開届(様式第16号)を自立相談支援機関に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による届出を受理した場合は、住居確保給付金支給再開通知書(様式第17号)により通知し、住居確保給付金の支給を再開する。

(支給の中止)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められた時は住居確保給付金の支給を中止する。

- (1) 受給者が、常用就職活動を怠った場合又は就労支援に関する指示に従わなかった場合
- (2) 申請者又は受給者が常用就職をしたことにより、就労に伴い得られた収入が収入基準額を超える場合
- (3) 支給決定後、住宅の貸主の責によらずに住宅から退去した場合又は自立相談支援機関の指導によらず退去した場合
- (4) 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合
- (5) 支給決定後、受給者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- (6) 支給決定後、受給者又は受給者と生計を一とする同居の親族が暴力団員と判明した場合
- (7) 受給者が生活保護を受給した場合
- (8) 前各号のほか、受給者が死亡するなど、支給することができない事情が生じた場合

2 前項第1号に該当する場合は、原則として当該事実を確認した月の住居確保給付金から支給を中

止する。

- 3 第1項第2号に該当する場合は、原則として収入が得られた月の住居確保給付金から支給を中止する。
- 4 第1項第3号に該当する場合は、原則として退去した日の属する月の翌月の住居確保給付金から支給を中止する。
- 5 第1項第4号から第8号に該当する場合は、当該事実があった日から住居確保給付金の支給を中止する。
- 6 市長は、前5項までの規定により住居確保給付金を中止する場合は、当該受給者に住居確保給付金支給中止通知書（様式第18号）により通知するものとする。

（再支給）

第13条 市長は、居確保給付金の支給が終了した後に、解雇その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合又は疾病もしくは負傷により第3条第1項第4号に定める求職活動要件に該当しなくなった後、2年以内に同項各号（第1号を除く。）の要件に該当するに至り、引き続き住居確保給付金を支給することが申請者の就職の促進に必要であると認められる場合は、第4条、第5条及び第8条から第10条までにそれぞれ規定する支給額及び支給期間等により、本給付を再支給することができる。なお、この規定は従前の住宅手当、住宅支援給付の支給を受けていた者にも適用する。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者については適用しない。

- (1) 本人の責に帰すべき重大な理由により離職等及び休業等に至った者
- (2) 従前の住居確保給付金を受給中に、前条第1項第1号及び同項第3号から第6号の規定により支給が中止となった者
- (3) 住居確保給付金の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過していない者

3 第1項の再支給については、第4条から前条までの規定を準用する。

（住居確保給付金の支給決定の取消等）

第14条 市長は、受給者が虚偽の申請その他不正の手段により住居確保給付金の支給を受けたときは、その決定を取り消すものとする。この場合において、既に支給した住居確保給付金があるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

（暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除）

第15条 市長及び自立相談支援機関は、不動産媒介業者等が暴力団対策法第2条第2項に規定する暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、入居予定住宅に関する状況通知書（様式第3号）又は入居住宅に関する状況通知書（様式第8号）を受理しないものとし、書面によりその旨を通知するものとする。この場合において、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等

- (2) 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
  - (3) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
  - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
  - (5) 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
  - (6) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
  - (7) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
  - (8) 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
  - (9) 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等
- 2 市長は、住居確保給付金の支払先である不動産媒介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等であることを確認した場合は、当該不動産媒介業者等が関わる住居確保給付金の支払を中止する。

(事務)

第 16 条 本事業の事務は、加古川市福祉部生活福祉課において行う。

(補則)

第 17 条 この要綱のほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
(新型コロナウイルス感染症に係る申請の特例について)
- 2 申請日の属する月が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの場合にあつては、当該申請に係る第 9 条第 1 項に規定する支給期間を、3 か月を限度に 3 回（当該支給期間を合算して 12 か月を超えない範囲内）まで延長することができる。
- 3 前項の規定により申請日の属する月から起算して 10 か月目の月から当該申請日の属する月から起算して 12 か月目までに当たる月分の住居確保給付金を受けようとする者の第 3 条第 1 項第 6 号の規定の適用については、同号中「資産基準額以下」とあるのは、「資産基準額の 2 分の 1 以下」とする。  
(新型コロナウイルス感染症に係る再支給の特例について)
- 4 第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であつて、その支給が終了した後、令和 3 年 2 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に生活困窮者住居確保給



付金の支給を申請したもの（生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した後に、解雇（本人の責に帰すべき重大な理由により解雇に至った場合を除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合又はこの項の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者を除く。）が、第3条各号のいずれにも該当する者であるときは、3か月を限度に生活困窮者住居確保給付金を支給することができる。

（新型コロナウイルス感染症に係る支給の停止又は再開の特例について）

- 5 令和3年6月11日から令和5年3月31日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者については、当該申請に係る支給期間中は、第11条の規定を適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の加古川市生活困窮者住居確保給付金事業実施要綱の規定は、この要綱の施行日以後の申請から適用し、施行日以前の申請については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の加古川市生活困窮者住居確保給付金事業実施要綱の規定は、この要綱の施行日以後の申請から適用し、施行日以前の申請については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年7月3日から施行し、この要綱による改正後の加古川市生活困窮者住居確保給付金事業実施要綱の規定は、令和2年7月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の加古川市生活困窮者住居確保給付金事業実施要綱の規定は、令和2年6

月の月分の生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者の当該月分が含まれる支給期間中（3月を上限とする。）の生活困窮者住居確保給付金についても適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年6月11日から施行する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年10月4日から施行し、この要綱による改正後の加古川市生活困窮者住居確保給付金事業実施要綱の

規定は、令和3年10月1日から適用する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年12月13日から施行し、この要綱による改正後の加古川市生活困窮者住居確保給付金事業実施要綱の規定は、令和3年12月1日から適用する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年10月5日から施行し、この要綱による改正後の加古川市生活困窮者住居確保給付金事業実施要綱の規定は、令和4年10月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月7日から施行し、この要綱による改正後の加古川市生活困窮者住居確保給付金事業実施要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

### (経過措置)

- 2 最後に住居確保給付金の支給を申請した日が令和6年3月31日以前である者であって、当該申請に係る住居確保給付金の支給が終了した後に解雇（本人の責に帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した者については、当該申請に係る支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過するまでの間は、この要綱による改正後の加古川市生活困窮者住居確保給付金事業実施要綱第13条第2項第3号の規定を適用しない。
- 3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式第1号、様式第2号、様式第7号、様式第10号及び様式第11号（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式第1号、様式第2号、様式第7号、様式第10号及び様式第11号によるものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1（第3条関係）

収入基準額表

区 分	収入基準額(月收入)
単身世帯	81,000円に住居確保給付金の額を加算した額未満
2人世帯	123,000円に住居確保給付金の額を加算した額未満
3人世帯	157,000円に住居確保給付金の額を加算した額未満
4人世帯	194,000円に住居確保給付金の額を加算した額未満
5人世帯	232,000円に住居確保給付金の額を加算した額未満
6人世帯	269,000円に住居確保給付金の額を加算した額未満
7人世帯	306,000円に住居確保給付金の額を加算した額未満
8人世帯	339,000円に住居確保給付金の額を加算した額未満
9人世帯	372,000円に住居確保給付金の額を加算した額未満
10人世帯	404,000円に住居確保給付金の額を加算した額未満

別表第2（第3条関係）

資産基準額表

区 分	資産基準額
単身世帯	486,000円
2人世帯	738,000円
3人世帯	942,000円
4人世帯以上	1,000,000円

別表第3（第4条関係）

住居確保給付金基準額表

区 分	給付金基準額
単身者	39,000円
複数世帯（2人）	47,000円
複数世帯（3～5人）	51,000円
複数世帯（6人）	55,000円
複数世帯（7人以上）	61,000円